

令和6年度平戸市農業委員会第6回総会議事録

■開催日時：令和6年9月27日（金）午前9時30分～午前10時10分
■開催場所：平戸市役所 3階 大会議室ABC
■農業委員：19人中13人出席 欠席委員：4番、5番、8番、9番、10番 ※委員名簿は議事録末に添付 13番
■総会公開非公開の別：公開 ■傍聴人数：0人
■事務局 度嶋事務局長、浅田事務局次長、寺田班長 金子係長、大石主任主事
■書記の職氏名 職氏名：浅田事務局次長
■議事録の公開 公開
■総会日程 日程1 開会宣言
日程2 会長あいさつ
日程3 議事録署名委員及び書記の指名
日程4 会務報告
日程5 議事 報告 第9号 農地法第4条第1項第8号の規定による転用届について 議案 第26号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案 第27号 農地法第5条の規定による許可申請について 議案 第28号 非農地通知申出について 議案 第29号 農地法第2条第1項の規定による農地に該当するか否か の判断について 議案 第30号 第1回農用地利用集積計画（案）について
日程6 閉会

発言者名	会議の概要
局長	<p>■日程1 開会宣言</p> <p>ただいまから、「令和6年度 第6回 平戸市農業委員会総会」を開会いたします。</p>
事務局	<p>開会にあたり、会長がご挨拶致します。</p>
会長	<p>■日程2 会長あいさつ</p> <p>皆様、おはようございます。大変お忙しい中に、第6回総会に、ご出席いただきありがとうございます。</p>
	<p>台風の影響により気温が和らいできたと思いますが、まだ暑い日が続きますので十分に気を付けてください。</p>
	<p>また、各地区において和牛共進会が開催されますので、ご出席して頂けるようお願いします。</p>
	<p>本日は、報告1件、議案5件を提案しておりますので、慎重なるご審議をお願いします。</p>
事務局	<p>本日は、議席番号4番、5番、8番、9番、10番、13番の農業委員から欠席する旨の届出がございます。</p>
	<p>よって、平戸市農業委員会総会会議規則第10条の規定により出席委員数が過半数を超えておりますので、総会が成立していることを報告いたします。</p>
	<p>それでは、同規則第6条の規定に基づき、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の進行につきましては、会長にお願いいたします。</p>
会長	<p>■日程3 議事録署名委員及び書記の指名</p>
	<p>それでは、日程3の議事録署名委員および書記を指名いたします。</p>
	<p>平戸市農業委員会総会会議規則第24条第2項の規定による議事録署名委員ですが、議長指名でご異議ありませんか。</p>
委員一同	<p>「異議なし」</p>
会長	<p>異議なしと認め、議事録署名委員に議席番号12番委員、14番委員、書記に事務局次長を指名いたします。</p>
	<p>以上で日程3を終わります。</p>

	■日程4 会務報告
会 長	次に、日程4、会務報告について、事務局から報告をいたします。
事務局	それでは、議案書の1ページをお願いします。 9月の会務報告をいたします。(9月会務報告を報告) 10月の会務予定を申し上げます。(10月会務予定を報告) 以上で報告を終わります。
会 長	それでは、10月の総会日程をあらかじめ決めたいと思います。 9月の総会を令和6年10月29日(火曜日)午前9時30分からとし、場所は、平戸市役所3階大会議室において開催したいと思いますが、ご異議ありませんか。
委員一同	「異議なし」
会 長	異議がありませんので、10月の総会を令和6年10月29日(火曜日)午前9時30分からとし、場所は、平戸市役所3階大会議室において、開催いたします。
	■日程5 議事
会 長	次に、日程5、議事に入ります。
	《報告第9号 農地法第4条第1項第8号の規定による転用届について》
会 長	報告第9号について、事務局からの報告を求めます。
事務局	それでは、議案書の2ページから3ページをご覧ください。 報告第9号、農地法第4条第1項第8号の規定による転用届について、今回、1件あっております。番号1番、届出人については、記載のとおりで、届出農地は、辻町字辻田72番2、地目は畑で、地積は48m ² なります。 用途は農業用駐車場であります。 (スライドにより位置、現況写真等について説明。) 以上で説明を終わります。
会 長	ただいま、事務局からの報告が終わりましたので、これより意見がある方は、挙手をして発言してください。
委員一同	「意見なし」
会 長	意見が無いようですので、報告第9号を終わります。

	《議案第 26 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について》
会長	次に、議案第 26 号の議題に入ります。事務局からの提案・説明を求めます。
事務局	<p>議案書の 4 ページから 5 ページをご覧ください。</p> <p>議案第 26 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について、今回、4 件の申請があつております。</p> <p>番号 1 番、申請人は記載のとおりで、申請農地については、田平町小崎免字竪 793 番 1 外 5 筆、地目は田・畑で、地積合計が 3,910 m²、農業経営規模拡大のための所有権移転（売買）となります。</p> <p>番号 2 番、申請人は記載のとおりで、申請農地は、田平町荻田免字後谷 49 番 1、地目は畑で、地積が 1,603 m²、農業経営規模拡大のための所有権移転（売買）となります。</p> <p>番号 3 番、申請人は記載のとおりで、申請農地は、戸石川町字池田 545 番、地目は田で、地積が 1,094 m²、農業経営規模拡大のための所有権移転（売買）となります。</p> <p>番号 4 番、申請人は記載のとおりで、申請農地については、獅子町字三方坂 1939 番 1 外 2 筆、地目は田で、地積合計が 974 m²、農業経営規模拡大のための所有権移転（贈与）となります。</p> <p>（スライドにより位置、現況写真等について説明。）</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
会長	ただいま、事務局からの提案・説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言のある方は挙手をして発言してください。
委員一同	「質疑なし」
会長	<p>質疑がありませんので、質疑を終結し、採決に入ります。</p> <p>議案第 26 号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。</p>
委員一同	「異議なし」
会長	異議なしと認め、議案第 26 号について、原案のとおり決定いたします。
	《議案第 27 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について》
会長	次に、議案第 27 号の議題に入ります。事務局からの提案・説明を求めます。
事務局	<p>議案書の 6 ページから 7 ページをご覧ください。</p> <p>議案第 27 号、農地法第 5 条の規定による許可申請について、今回、1 件の申請があつております。</p>

事務局	番号 1 番、申請人は記載のとおりで、申請農地については、生月町里免字石田 2378 番 1、地目は田で、地積が 900 m ² 、用途は一般個人住宅用地となります。この案件は、6 月の総会で農業振興地域農用地区域から除外を行うことで審議した案件であります。 (スライドにより位置、現況写真等について説明。) 以上で説明を終わります。
会長	ただいま、事務局からの提案・説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言のある方は挙手をして発言してください。
委員一同	「質疑なし」
会長	質疑がありませんので、質疑を終結し、採決に入ります。 議案第 27 号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
委員一同	「異議なし」
会長	異議なしと認め、議案第 27 号について、原案のとおり決定いたします。
《議案第 28 号 非農地通知申出について》	
会長	次に、議案第 28 号の議題に入ります。事務局からの提案・説明を求めます。
事務局	議案書の 8 ページから 9 ページをご覧ください。 議案第 28 号、非農地通知申出について、今回、2 件の申出がっております。 番号 1 番、申出人は記載のとおりで、申出を受けた土地については、西中山町字川頭 836 番 1、地目は畠で、地積が 519 m ² となります。 番号 2 番、申出人は記載のとおりで、申出を受けた土地については、田平町里免字市場 1191 番 1 外 1 筆、地目は畠で、地積合計が 1,167 m ² となります。 (スライドにより位置、現況写真等について説明。) 以上で説明を終わります。
会長	ただいま、事務局からの提案・説明が終わりましたので、ここで現地に立ち会われました、関係委員の補足説明をお願いします。
18 番委員	「番号 1 : 補足説明」
15 番委員	「番号 2 : 補足説明」

会長	関係委員の補足説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言のある方は挙手をして発言してください。
委員一同	「質疑なし」
会長	質疑がありませんので、質疑を終結し、採決に入ります。 議案第 28 号について、原案のとおり、非農地に該当することにご異議ございませんか。
委員一同	「異議なし」
会長	異議なしと認め、議案第 28 号について、原案のとおり非農地と判断します。 す。
<p>《議案第 29 号 農地法第 2 条第 1 項の規定による農地に該当するか否かの判断について》</p>	
会長	次に、議案第 29 号の議題に入ります。事務局からの提案・説明を求めます。
事務局	議案書の 10 ページから 11 ページをご覧ください。 議案第 29 号農地法第 2 条第 1 項の規定による農地に該当するか否かの判断について、昨年の農地利用状況調査において再生利用が困難な農地として判断された農地となります。今回、16 筆となります。 (スライドにより位置、判定状況写真、現況写真等について説明) 以上で説明を終わります。
会長	ただいま、事務局からの提案・説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言のある方は挙手をして発言してください。
委員一同	「質疑なし」
会長	質疑がありませんので、質疑を終結し、採決に入ります。 議案第 29 号について、原案のとおり非農地に該当することにご異議ございませんか。
委員一同	「異議なし」
会長	異議なしと認め、議案第 29 号について、原案のとおり非農地と判断します。

	《議案第 30 号 第 1 回農用地利用集積計画（案）について》
会 長	<p>次に、議案第 30 号の議題に入ります。事務局からの提案・説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書 12 ページから 13 ページをお願いいたします。</p> <p>議案第 30 号、第 1 回農用地利用集積計画（案）について、項目 1 号、利用権設定各筆明細は、農業経営基盤強化促進法による使用貸借権となります。</p> <p>整理番号 1 番、利用権の設定を受ける者（借り手）、利用権を設定する者（出し手）については、記載のとおりです。</p> <p>権利対象の土地は、田平町里免字大津方 595 番、現況地目は田で、面積は 1,060 m²、外 8 筆、合計面積が 9,177 m²、設定する権利については、記載のとおりです。</p> <p>説明は以上となります。ご審議のほどお願いいたします。</p>
会 長	<p>ただいま、事務局からの提案・説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言がある方は、挙手をして発言してください。</p>
委員一同	「質疑なし」
会 長	<p>質疑がありませんので、質疑を終結し、採決に入ります。議案第 30 号について、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。</p>
委員一同	「異議なし」
会 長	<p>異議なしと認め、議案第 30 号について、原案のとおり決定いたします。</p>
	■日程 6 閉会
会 長	<p>以上で、本日の議案審議並びに報告事項はすべて終了いたしました。お諮りいたします。本総会における各議決案件について、その字句その他整理を要するものにつきましては、議長に委任願いたいと思います。これにご異議ありませんか。</p>
委員一同	「異議なし」
会 長	<p>異議なしと認め、本総会における各議決案件の整理について、議長の一括委任とすることに決しました。</p> <p>以上をもちまして、令和 6 年度平戸市農業委員会第 6 回総会を閉会いたします。</p>

閉会時刻：10 時 10 分

議 長

印

議事録署名人

議席番号 12 番委員

印

議席番号 14 番委員

印

■ 農業委員名簿

地区	議席番号	氏名
北部	5	岡村 勝彦
	17	前原 正行
	16	寺田 俊雄
	8	神田 孝夫
	4	舛屋 可恵
中部	7	川上 武夫
	14	塙本 憲章
	6	松山 矢市
南部	18	青崎 日出男
	1	山口 隆徳
	9	針尾 庄作
生月	11	谷本 雅嗣
	19	川村 政幸
	13	蜜山 隆満
田平	3	松本 一郎
	2	川尻 修治
	15	大山 荒助
大島	10	藤沢 和正
	12	松山 浩幸